

第35回長野地方裁判所委員会議事概要

- 1 日 時 平成29年11月7日午後3時から午後5時まで
- 2 場 所 長野地方裁判所大会議室
- 3 出席者 (地方裁判所委員会委員)
飯島和夫，池田秀敏，菊池康文，小山英壽，近藤昌昭，田下佳代，
塚田芳樹，弓場法（五十音順，敬称略）
(説明者)
刑事首席書記官，民事首席書記官，地方裁判所事務局長
(事務局)
地方裁判所事務局長，地方裁判所事務局次長，家庭裁判所総務課長，
家庭裁判所総務課課長補佐
- 4 テーマ
裁判所における障害者への配慮について
- 5 議 事
 - (1) 議事の進行について
本日の委員会の一般傍聴者（弁護士2人）による傍聴を承認した。
本日の委員会の報道関係者による取材を承認した。
 - (2) 裁判所における障害者への配慮について
[説明（刑事首席書記官，民事首席書記官，地方裁判所事務局長）]
 - (3) 質疑・応答
【発言者の表示＝◎：委員長，○：委員，□：説明者，■：事務局】
説明者に対し，説明内容に関する質問がされたほか，次のとおり意見交換があった。
○ 差別解消法の障害者の定義によると身体障害に加えて，知的障害，精神障害等も含まれているが，知的障害や精神障害がある場合には，どのような対

応を考えられているのか。

- 刑事分野であれば、精神障害が元になって犯罪行為を行った者については、通常の刑事手続では裁判ができない場合、医療観察制度に基づいて医療を受けさせる裁判を行い、入院をさせていずれは社会復帰してもらうという制度がある。

被害者がPTSDや精神的なダメージを受けている場合には、証人として出廷する際、検察官からの申出によりビデオリンクを用いて法廷とは別室で証人尋問を行ったり、別室で行わない場合でも遮へいや付添いを認めるといった配慮をしている。

対応要領では、当然に精神障害者も対応の中に含まれているので、窓口で対応する際も、その方がどのような対応を希望されているのかを十分に伺った上で、個別にできる限り配慮して対応をするようにしている。

- 民事では、裁判官の言っている内容が理解ができないような場面が多くあるが、そういった場合には介助者を付けて本人に伝えているということがある。

障害の内容によっては、例えば、部屋を暗くしないと長時間在席することが難しいような場合には、部屋の照明を暗くしたり室温を調整したりと、在席しやすい環境を整え、あるいは一定時間審理したら休憩を取ったり、体調の状況によっては別室で休憩をしてもらうといった対応をしている。

- 他庁の事例で、多数の子宮頸がんの方が原告になられている事件があり、事前に原告代理人から、原告は途中で具合が悪くなる可能性があるが、そのような場合に横になられてしばらくすると回復すると伺っていた。原告代理人には、どのような対応をして欲しいのかを伺った上で、法廷の近くに休憩室を3部屋程度準備して、ベットも用意して休めるように対応をしたことがあった。

自ら申し出られれば対応はできるが、申出がなく知的障害の方ではないか

と伺われるようなこともあるが、その場合には、書記官が窓口で粘り強く説明しているという実情にある。

- 障害者の方は、親族の方が側にいると説明が分かりやすいと思われるが、調停等の場合には、当事者と代理人だけが入室することになるが、親族の付添いを認める等の運用を認めていただくことは難しいのか。
- 障害者であるということが何らかの方法で分かれば、取扱要領に基づいて対応することになるが、多くの場合は、不安であり心強いからという理由である。最近の家裁の事例ではあるが、父親に同席をして欲しいと求められたが、相手方は父親と殴り合いの喧嘩をしたということもあり、強く拒否をした。その事案では、「自分ではなかなか言えないから」と言っていたので、事実上、1回だけ認めたが、本人も自分の意思で表現することができたので、以後は原則に戻って本人だけにしたということがあった。あまり原則を崩すと、いろいろな方から付添人を付けてもらいたいと求められ收拾がつかなくなることもある。

今、紹介した事例は障害者ではない事例であるが、障害者であると明らかになった場合には、それなりの対応を考えなければならない。

- 対応要領や法律では申出があった場合に合理的配慮が必要とあるが、実際には申出がない場合に手を差し伸べなければならない状況があると思う。知的障害や精神障害の方と対応する研修はどのようにされているか。
- 窓口では、その方がどのような障害を持った方であるかを対応している者が把握し、そこで、どういったサポートが必要かを判断している。対応している者がその場で対応できないようであれば、それをサポートできる上司や総務課等へ連絡をしサポートできるように対応している。
- ◎ では、各委員が所属される団体等における障害者への配慮の実情や職員の意識を涵養するための取組について協議したい。
- 公認会計士協会と税理士会に確認したところ、具体的な対策はまだ執られ

ていないというであった。

- 弁護士会は、障害者差別解消法 8 条の事業者にあたる。日弁連から各弁護士会に対し、対応要領と対応指針を制定する旨の要請があり、現在検討しているところである。弁護士会館はバリアフリー対応となっている。

弁護士会ではいろいろな相談業務を行っており、通常は弁護士会へ出向いていただき相談を行っているが、ひまわり長野という高齢者・障害者対応の相談では出張相談を行っている。

また、刑事分野では、知的障害の方が多いと言われており、障害のある方の刑事弁護を適切に行うということで、今年に入って、障害者弁護の研修会を実施した。

弁護士会は、窓口業務もあるため、職員には丁寧に対応するよう指導している。

- ◎ 次に、障害者への配慮のための機器としてどのようなものが有効であるかについて協議していただきたい。

- 佐久支部のエレベーター問題を指摘させていただきたい。佐久支部では 2 階に法廷や調停室があるが、エレベーターが設置されていないので、現状は車いすの方が来庁した際には裁判所の職員が 2 階まで手で持ち上げている。危険でもあるので、裁判所で然るべき努力をお願いしたい。

- 機器の関係については、財産的な基盤の関係がある。要望は分かるが難しい点があるということを御理解いただきたい。ラウンドテーブル法廷が 1 階に設置されているので、そういった方の場合には、ラウンドテーブル法廷で審理や調停を実施している。この 5 年間で職員が 2 階に上げたというのは 1 件だったと聞いている。件数も現在のところそれほど多くはなく、常に上げているというわけではないということだけは、付言させていただきたい。

裁判官によっては、刑事事件の公判手続をラウンドテーブル法廷で行うのはどうなのかと考えて 2 階で開廷することもあると思うが、ラウンドテーブ

ル法廷も法廷なので刑事事件もできないわけではない。

- 障害者対応機器をそろえたことは、裁判員制度のスタートがきっかけとなったのか。
- 裁判員制度スタート時に、最高裁が一括調達し、全ての裁判員裁判実施庁に配付されたと聞いている。また、裁判員裁判事件だけではなく、他の事件でも使えるようになっている。
- ◎ 障害者対応機器の整備状況は、裁判所の支部でばらつきがあるのか。
- 長野管内においては、本庁と松本支部には整備されている。管内の他の裁判所には整備されていないため、必要に応じて本庁や松本支部から貸し出して対応している。
- 佐久支部については、エレベーターがないという問題だけではなく、市議会でも建替え要望があると聞いている。障害者が自由に出入りできる施設を利用できるという話は、差別解消法という合理的配慮よりもっと前の段階の話で、そのようなことは達成されていないといけないと思われる。確かに財源の問題はあると思うが、手を挙げない限りいつまでも財源は付かないので、地方裁判所委員会としても、そのような施設があるのであれば、設置なり建替えなりを検討して欲しいということを強く主張することも大事ではないかと思われる。
- 裁判所も国の予算で運営されている団体の一つである。今、国家財政が非常に厳しい状況であり、年金や医療の財源も危うくなっている状況でもある。一生に一度か二度くらいしか使わない裁判所にその予算を割けるのか、その理解が得られるのかといった問題である。耐用年数、老朽度、狭隘度、社会的劣化状況等を踏まえて全国的な見地から検討されており、長野の場合であれば佐久支部となるが、全国的には、いろいろな支部等で早急に建て替えなければいけないと言われている庁舎がいくつもある。また、裁判所の中でも、耐震補強がまだ完全に終わっていなかったり、アスベスト対応の工事をしな

ければならない等、どこから先にやるのかというのが問題になっている。おっしゃっていることは非常に理解できるし、問題であることは理解している。ただ、早急な対応ができていないことにも御理解を賜りたい。

◎ 次に、障害を正しく理解し、障害者への配慮を適切に行うために、どのような視点や考え方を持つ必要があるかについて協議いただきたい。

○ 現在、障害者が農業面に積極的に関与しており、施設等に戻ると生きがいを持って生活していると聞いている。正しく理解するという面では、そのような方と直接接してみると変わった見方ができる。受入れる中で、障害の方が5人いればジョブサポーターが1人か2人がセットで対応すれば、相当な場面で受け入れが可能になってくる。ジョブサポーターの受け入れ等の社会的な方向性を見出せば、障害者の社会での貢献ができると思われる。長野市内でも多くの施設があるが、現場に出てやった方が、その方たちの生きがいが出るということがはっきりしているので、ぜひ、いろいろな面で社会復帰ができるような態勢が取れば、もっと生きがいが出てくるのではないかと考える。

○ 最近、障害の「害」は、マイナスのイメージがあるので、「かな」にしたりするといった動きがあるが、裁判所としての考えはどのようなになっているのか。

○ それぞれの個性だという考え方があるのは承知しているし、そういうことを考えて接していかなければならないと思っている。法律が「害」という文字を使用しているので、現状としては公文書はこの字を使わざるを得ない。気持ちの面では、それでマイナスというのではなく、それぞれの一つの個性であると考えていく必要があると考えている。

○ 当事者の方に障害があれば、障害者対応機器で対応されると思われるが、傍聴者の場合には、どのように対応しているのか。

○ 可能な限り対応することになる。傍聴人が手話通訳者を連れてくるという

ことがある。その場合は、法廷で柵の中に立たせて手話通訳者させてもらえないかという要望があるが基本的には認めていない。

しかし、裁判官の判断にもよるが、傍聴席の最前列に立って傍聴人に向けて手話通訳することを認めている例は多い。また、手話通訳者を連れてくるので、その費用を裁判所で持って欲しいという要望があることがある。ただ、民事訴訟費用等に関する法律では、訴訟費用は当事者が負担するとなっており、手話通訳者は通訳人となり、その費用は当事者の場合でも当事者が負担することになるので、傍聴人の場合に裁判所で負担することができるのかと言われると、法律上難しいのではないかとされているところである。法律の解釈の中で可能な限りの対応をしていく考えである。

- ◎ 当事者が、スマートフォンやタブレット類等、自分の使い勝手が良い機器を持ち込むことは基本的にはできないのか。
- 当事者がパソコンを持ち込むことは一般的に認められている。スマートフォンについては、法廷内は撮影禁止であるので、その点は確認する必要があるが、そのような弊害がなければ、ある程度は認められると思う。
- 社会福祉士会で今回の議題や裁判所に伝えたい事等を募ったところ、職員の方に知的障害者の研修を受けてもらうことが良いのではないかと、場合によっては、そういった施設に行くことも必要ではないかという話は何人もからあった。
- ◎ 次に、司法に求められている公平、中立な立場と障害者への合理的配慮の実現を両立させるために必要な視点について協議していただきたい。
- 合理的配慮というと、特別な便宜を与えなければいけないという理解になってしまうが、実際にはそういうことではなく、合理的配慮をしないことが差別にあたるということになると思う。ごく当たり前のことなので、それが裁判所の公平性を害するとは私は思わない。社会全体でそういった意識を醸成していく必要があるので、そこで裁判所が果たす役割は大きいと思う。価

値観が多様化している中で，裁判所が公正な判断をされていくことに期待を
していきたい。

6 次回議題

保護命令事件の運用の実情について

7 次回期日

平成30年5月22日（火）午後3時